

# 沖縄県 労働基準協会だより



## 主な 内 容

- 令和7年度技能講習・その他の安全衛生教育等実施計画表
- 令和6年度安全衛生教育促進運動
- 化学物質管理強調月間（令和7年2月）
- 会員事業場における労働者数のご確認
- 沖縄労働局から
  - ① 令和6年労働災害・死亡災害発生状況（11月末現在）
- 講習会のご案内（令和7年3月分）
- 新規加入事業場のご紹介（令和6年12月16日～令和7年1月15日）



## リュウキュウバライチゴの花

1月から2月にかけて、白くかわいい花が咲き、春先には小さな赤い実をつけます。美味しいです。  
（撮影地 1月の漫湖公園にて 撮影者・写真提供：与儀栄太郎氏）

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会  
〒900-0001 那覇市港町2-5-23  
電話：098-868-2826  
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1部 50円

（会員の購読料は会費の中に含む）

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

# 令和 7 年度 技能講習・その他安全

令和 7 年 1 月 8 日

|                            |                                  | 4 月                       | 5 月                                    | 6 月                                    | 7 月                        | 8 月                       |
|----------------------------|----------------------------------|---------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 技<br>能<br>講<br>習           | 玉 掛 け                            | 14~18(中城村)<br>15~17(宮古島市) |                                        | 2~6(中城村)<br>17~19(石垣市)<br>24~27(名護市)   |                            | 20~22(宮古島市)<br>25~29(中城村) |
|                            | 小 型 移 動 式 ク レ ーン                 | 15~17(石垣市)                | 12~16(中城村)                             | 30~7/4(中城村)                            | 9~11(宮古島市)<br>14~17(名護市)   | 19~21(石垣市)                |
|                            | フ ォ ー ク リ フ ト 運 転                | 7~11(中城村)<br>21~25(中城村)   | 12~16(石垣市)<br>19~23(中城村)<br>26~30(中城村) | 9~13(中城村)<br>16~20(名護市)<br>16~20(宮古島市) | 7~11(中城村)<br>28~8/1(中城村)   | 4~8(中城村)<br>18~22(中城村)    |
|                            | ガ ス 溶 接                          |                           | 15~17(中城村)                             | 28~29(宮古島市)                            | 10~12(中城村)<br>25~26(石垣市)   | 21~23(名護市)                |
|                            | 特定化学物質四アルキル鉛等<br>作 業 主 任 者       | 22~23(中城村)                |                                        |                                        | 29~30(中城村)                 |                           |
|                            | 有 機 溶 剤 作 業 主 任 者                |                           | 27~28(中城村)                             |                                        | 15~16(中城村)                 | 28~29(名護市)                |
|                            | は い 作 業 主 任 者                    |                           |                                        |                                        | 8~9(中城村)                   |                           |
|                            | 木材加工用機械作業主任者                     |                           |                                        |                                        |                            |                           |
|                            | プレス機械作業主任者                       |                           |                                        |                                        |                            |                           |
|                            | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者                 | 22~25(名護市)                | 20~23(中城村)                             | 17~20(中城村)                             |                            |                           |
|                            | 石 綿 作 業 主 任 者                    | 17~18(中城村)                |                                        |                                        | 22~23(中城村)                 |                           |
|                            | 乾 燥 設 備 作 業 主 任 者                |                           |                                        |                                        | 2~4(中城村)                   |                           |
|                            | 鉛 作 業 主 任 者                      |                           |                                        |                                        |                            |                           |
|                            | 金属アーク溶接等作業主任者限定                  |                           |                                        |                                        |                            |                           |
| 安全衛生推進者養成講習                |                                  | 10~11(名護市)                | 20~21(宮古島市)<br>21~22(石垣市)              | 5~6(中城村)                               |                            |                           |
| 特<br>別<br>教<br>育           | 研 削 と い し                        |                           | 14(中城村)                                |                                        | 17(石垣市)<br>18(中城村)         |                           |
|                            | ア ー ク 溶 接                        | 24~27(中城村)                |                                        | 26~29(中城村)                             | 24~27(名護市)<br>31~8/3(宮古島市) | 1~3(石垣市)<br>14~17(中城村)    |
|                            | 粉 じ ん 作 業                        |                           | 29(名護市)                                | 16(中城村)                                |                            |                           |
|                            | 高圧・特別高圧電気取扱                      |                           |                                        |                                        | 31~8/1(中城村)                |                           |
|                            | 低 圧 電 気 取 扱                      |                           |                                        | 25(中城村)                                |                            |                           |
|                            | 巻上げ機(ウインチ)運転                     |                           |                                        |                                        | 24~25(中城村)                 |                           |
|                            | 石綿使用建築物等解体等業務                    |                           |                                        |                                        |                            |                           |
|                            | ロ ー プ 高 所 作 業                    |                           |                                        |                                        |                            |                           |
|                            | フルハーネス型墜落制止用器具                   | 2(中城村)                    |                                        | 24(中城村)                                |                            | 13(中城村)                   |
| そ<br>の<br>他<br>の<br>教<br>育 | テールゲートリフター操作業務                   |                           |                                        |                                        | 17(中城村)                    |                           |
|                            | 危険予知リーダー研修                       |                           | 8~9(中城村)                               |                                        | 10~11(名護市)                 |                           |
|                            | 職長教育、安全衛生責任者教育                   | 3~4(中城村)<br>23~24(石垣市)    | 15~16(名護市)<br>29~30(中城村)               | 10~11(中城村)                             |                            |                           |
|                            | 安全管理者選任時研修                       | 10~11(中城村)                |                                        |                                        |                            |                           |
| 試<br>験<br>準<br>備<br>講<br>習 | 化学物質管理者講習<br>( 取 扱 い 事 業 場 向 け ) |                           |                                        |                                        |                            |                           |
|                            | 第 1 種衛生管理者試験準備講習                 |                           |                                        |                                        |                            | 6~8(中城村)                  |
|                            | 第 2 種衛生管理者試験準備講習                 |                           |                                        |                                        |                            | 20~22(中城村)                |
|                            | 潜 水 士 試 験 準 備 講 習                |                           |                                        |                                        |                            | 27~29(中城村)                |

(登録の有効期間の満了日 令和 11 年 3 月 31 日)

- 各月の下欄の数字は講習日です。また、括弧内は、開催地です。
- 講習日程表・申込書は HP にて掲載しております。
- 講習申込みは随時受付しております。(但し、定員になり次第締切りとなります)
- お電話、窓口にてお問合せのうえ仮予約をお取りください。

この日程は一部変更することがあります。予めご確認ください。

★10月7日(火)~8(水)  
ゼロ災運動 K Y T トレーナー研修会:基礎  
2日間コース (中城村)

受講料金 R7年4月~改定となります。

※詳細はホームページ受講料一覧表をご確認ください。

衛生教育等実施計画表

沖縄労働局登録教習機関  
（一社）沖縄県労働基準協会

| 9 月                                                     | 10 月                     | 11 月                      | 12 月       | 1 月                                                   | 2 月                       | 3 月                    |
|---------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|------------|-------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|
|                                                         | 6～9(名護市)<br>20～24(中城村)   | 18～20(宮古島市)<br>18～20(石垣市) | 1～5(中城村)   |                                                       | 2～6(中城村)<br>17～19(石垣市)    |                        |
| 1～4(中城村)                                                | 15～17(宮古島市)              | 10～14(中城村)                | 16～18(石垣市) | 13～16(中城村)                                            | 16～19(名護市)                | 2～6(中城村)<br>9～11(宮古島市) |
| 8～12(中城村)<br>8～12(石垣市)<br>29～10/3(中城村)<br>29～10/3(宮古島市) | 27～31(名護市)               | 17～21(中城村)                | 8～12(中城村)  | 19～23(名護市)<br>19～23(宮古島市)<br>19～23(石垣市)<br>26～30(中城村) |                           | 9～13・16～19<br>(中城村)    |
| 18～20(中城村)                                              |                          | 6～8(中城村)<br>29～30(宮古島市)   |            | 22～24(中城村)                                            |                           |                        |
|                                                         |                          | 18～19(中城村)                | 4～5(名護市)   |                                                       | 4～5(中城村)                  |                        |
|                                                         | 15～16(中城村)<br>22～23(石垣市) |                           |            | 20～21(中城村)                                            | 3～4(宮古島市)                 |                        |
|                                                         |                          |                           |            |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           |            |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           |            |                                                       |                           |                        |
| 30～10/3(中城村)                                            |                          |                           | 9～12(中城村)  | 27～30(中城村)                                            |                           | 10～13(中城村)             |
|                                                         | 28～29(中城村)               |                           |            |                                                       | 24～25(中城村)                |                        |
|                                                         |                          |                           |            |                                                       |                           |                        |
| 3～4(中城村)                                                |                          |                           |            |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           | 16(中城村)    |                                                       |                           |                        |
| 25～26(名護市)                                              | 30～31(中城村)               |                           |            |                                                       | 26～27(中城村)                |                        |
|                                                         | 27(中城村)                  |                           | 3(名護市)     |                                                       | 6(中城村)                    |                        |
|                                                         | 23～26(中城村)               |                           | 4～7(中城村)   |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           | 2(名護市)     |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           |            | 15～16(中城村)                                            |                           |                        |
|                                                         | 17(中城村)                  |                           |            |                                                       | 10(中城村)                   |                        |
|                                                         |                          | 4～5(中城村)                  |            |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           | 15(中城村)    |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           | 17(中城村)    |                                                       |                           |                        |
| 10(宮古島市)                                                | 14(中城村)                  |                           | 18(中城村)    |                                                       | 16(中城村)                   | 10(石垣市)                |
|                                                         |                          |                           |            |                                                       | 9(中城村)                    |                        |
|                                                         |                          | 27～28(中城村)                |            |                                                       |                           |                        |
| 11～12(名護市)<br>16～17(中城村)                                |                          |                           | 22～23(中城村) |                                                       | 17～18(中城村)<br>26～27(宮古島市) | 16～17(中城村)             |
|                                                         |                          | 13～14(中城村)                |            |                                                       | 19～20(中城村)                |                        |
| 22(中城村)                                                 |                          |                           |            |                                                       |                           | 6(中城村)                 |
|                                                         |                          |                           | 24～26(中城村) |                                                       |                           |                        |
|                                                         |                          |                           |            | 7～9(中城村)                                              |                           |                        |
|                                                         |                          |                           |            |                                                       |                           |                        |

★12月19日(金)  
職場リーダー向けリスクアセスメント研  
修（中城村）

（一社）沖縄県労働基準協会 <https://www.okinawa-roukikyo.org/>  
本部（那覇市港町2-5-23 トラック研修会館3F）TEL(098)868-2826

|                              |                  |                  |
|------------------------------|------------------|------------------|
| 事業部（教習センター）（うるま市州崎7-15）      | TEL(098)979-7897 | FAX(098)937-0163 |
| 那覇支部（那覇市港町2-5-23 トラック研修会館3F） | TEL(098)868-2831 | FAX(098)869-1714 |
| 中部支部（うるま市州崎7-15）             | TEL(098)937-0162 | FAX(098)937-0163 |
| 北部支部（名護市宇茂佐の森5-2-7 北部会館4F）   | TEL(0980)54-4700 | FAX(0980)52-7004 |
| 宮古支部（宮古島市平良字下里986-1(102)）    | TEL(0980)73-1455 | FAX(0980)73-6511 |
| 八重山支部（石垣市字大浜472-2 1F）        | TEL(0980)88-5355 | FAX(0980)88-5360 |



令和6年度 2024年12月1日 ▶ 2025年4月30日

## 安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



## 正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

| 教育の種類                                                                   | [注：労働安全衛生法 安衛中：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則] |       | 実施機関等で実施済 |         | 未実施 |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------|-----------|---------|-----|
|                                                                         | 対象の有無・実施団体等                             | 対象者あり | 自社・関連会社   | 安全衛生団体等 |     |
| 雇入れ時教育 法第59条第1項<br>・教育事項：安衛則第35条                                        |                                         |       |           |         |     |
| 作業内容変更時教育 法第59条第2項<br>作業の異なる場所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時<br>・教育事項：雇入れ時教育に準用される |                                         |       |           |         |     |
| 職長教育 法第60条<br>・職長教育を行う業種：安衛令第19条<br>・教育事項：安衛則第40条                       |                                         |       |           |         |     |

能力向上教育（または同教育に準じた教育） 法第19条の2

通過「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平成、改正 平18）

通過「安全衛生教育及び研修の推進について」（平3、改正 平31）

| 対象者       | 時期等 | 初任時<br>初めて当該業務に<br>従事する場合 | 定期<br>当該業務に従事後、<br>一定期間ごとに | 随時<br>作業内容の変更や、<br>機械・設備の更新等時 | 未実施 |
|-----------|-----|---------------------------|----------------------------|-------------------------------|-----|
| 安全管理者     |     |                           |                            |                               |     |
| 衛生管理者     |     |                           |                            |                               |     |
| 安全衛生推進者   |     |                           |                            |                               |     |
| 職長等       |     |                           |                            |                               |     |
| ( ) 作業主任者 |     |                           |                            |                               |     |
| ( ) 作業主任者 |     |                           |                            |                               |     |
| ( ) 作業主任者 |     |                           |                            |                               |     |

危険有害業務従事者への教育 法第60条の2

通過「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平成、改正 平8）

通過「安全衛生教育及び研修の推進について」（平3、改正 平31）

就業制限業務従事者（免許取得者・技能講習修了者）や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更等時に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

\*\*建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

| 安全衛生業務従事者名（例）                                             | 必要 資格                                   | 資格      |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------|
| 安全管理者（一定の業種**で50人以上の規模）                                   | 安全管理者選任時研修の修了など                         | ある / ない |
| 衛生管理者（50人以上の規模）                                           | 第一種 衛生管理者免許試験の合格など<br>（第二種については業種に制限あり） | ある / ない |
| 衛生工学衛生管理者<br>（500人以上を雇う労働者を使用し、一定の有資格者に<br>10人以上が従事する事業場） | 衛生工学衛生管理者講習の修了など                        | ある / ない |
| 安全衛生推進者（一定の業種**で10～49人の規模）                                | 安全衛生推進者養成講習の修了など                        | ある / ない |
| 衛生推進者（一定の業種**以外で10～49人の規模）                                | 衛生推進者養成講習の修了など                          | ある / ない |

安全衛生教育に関するご相談はこちら

（中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口）

電話 03-3452-6296（本部） メール jisha-soudan@jisha.or.jp

特設サイトで役立つ情報を発信しています！詳しくは 安全衛生教育促進運動 で 検索

本リーフレットのお問合せ先：総務部広報課 ■電話 03-3452-6449 ■メール koho@jisha.or.jp

## 令和6年度 安全衛生教育促進運動実施要領

## 1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についての重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主催し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。また、外国人労働者の就労が増えること、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

令和6年度においては、4月より化学物質管理者及び保護用具着用管理責任者の選任が義務化され、選任には専門的講習を修了することが必要となった。また広く一般に、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、厚生労働省と中央労働災害防止協会は令和7年2月第1回として「化学物質管理強化期間」を展開することとし、対象となる事業場は、業種や規模を問わず労働者に必要な法定教育の受講を徹底するとともに、化学物質を製造または取り扱うことに起因した労働災害を防止することについて、より一層積極的に取り組むことが求められている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業者等、各層にわたる知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にもその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年4月30日まで

## 3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

## 4 主催者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労働安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教育機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益財団法人建設労働安全技術協会、公益財団法人産業安全技術協会、公益財団法人全国労働衛生団体連合会、公益財団法人日本作業環境測定協会、公益財団法人日本産業衛生学会、公益財団法人日本保安用品協会、公益財団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構、公益財団法人日本理化学療法士協会、一般社団法人日本ヘルメット工業会（順不同）

## 7 実施者

各事業場

## 8 主催者の実施事項

主催者は、次の事項を実施する。

①機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報

- リーフレット等の制作および配布
- 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談の集中的な対応
- ポスター等の掲示
- 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じて、本運動の事業場への周知
- その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

## 9 協賛者の実施事項

- 協賛者は、次の事項を実施する。
- 機関誌等を通じて、関係団体や事業場等への周知・広報
  - 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
  - その他、本運動の推進に関わる事項

## 10 実施者の実施事項

- 各事業場は、特に次の事項を実施する。
- 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
  - 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
  - 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
  - 法定教育等の徹底  
ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育  
イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育  
ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育  
エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の徹底  
オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足  
カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等

- 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
- 化学物質管理者教育、保護用具着用管理責任者教育
- 法定教育以外の教育等  
ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育  
イ 危険予知活動（KYT）に関する教育  
ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育  
エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修  
オ 感染症の予防・対策に関する教育  
カ 熱中症予防に関する教育  
キ 腰痛予防に関する教育  
ク 腰痛予防のための教育  
コ 健康の保持増進のための健康教育  
ク 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修  
サ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修  
シ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー  
ス 管理職に対する安全衛生教育  
セ 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育  
ソ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育  
タ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- eラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を明示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

# 「化学物質管理強調月間」

厚生労働省は令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から全て施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

スローガン

## 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

### 実施者実施事項

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) **ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等**

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認

b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減 措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) **化学物質管理者の選任状況の確認**

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) **スローガン等の掲示**

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の 掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



スローガン A No.31350

## 「化学物質管理」関連 図書・用品の販売のお知らせ

沖縄県労働基準協会で販売を行っております。  
お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

|       |                    |                    |
|-------|--------------------|--------------------|
| 那覇支部  | TEL: (098)868-2831 | Fax: (098)869-1714 |
| 中部支部  | TEL: (098)937-0162 | Fax: (098)937-0163 |
| 北部支部  | TEL: (0980)54-4700 | Fax: (0980)52-7004 |
| 宮古支部  | TEL: (0980)73-1455 | Fax: (0980)73-6511 |
| 八重山支部 | TEL: (0980)88-5355 | Fax: (0980)88-5360 |



令和6年 業種別署別労働災害発生状況 (11月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

| 年・署別・局計等        |  | 令和6年(11月末累計) |        |        |        |        |           | 令和5年(11月末累計) |        |        |        |        |           | 局計対令和5年比較 |        |
|-----------------|--|--------------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------------|--------|--------|--------|--------|-----------|-----------|--------|
| 業 種             |  | 那覇           | 沖縄     | 名護     | 宮古     | 八重山    | 局計        | 那覇           | 沖縄     | 名護     | 宮古     | 八重山    | 局計        | 増減数(人)    | 増減率(%) |
| 製 造 業           |  | 61           | 64     | 17     | (1) 12 | 5      | (1) 159   | 82           | (1) 61 | 12     | 3      | 2      | (1) 160   | ▽ 1       | ▽ 0.6  |
| 食 料 品 製 造 業     |  | 31           | 33     | 12     | (1) 9  | 2      | (1) 87    | 46           | 29     | 10     | 2      | 1      | (0) 88    | ▽ 1       | ▽ 1.1  |
| 鉱 業             |  |              |        |        |        |        | (0) 0     |              |        |        |        |        | (0) 0     | 0         | -      |
| 建 設 業           |  | 71           | (1) 67 | (2) 14 | (1) 15 | 3      | (4) 170   | 80           | (4) 74 | 12     | 7      | 9      | (4) 182   | ▽ 12      | ▽ 6.6  |
| 土 木 工 事 業       |  | 6            | 12     | 2      | 1      | 2      | (0) 23    | 13           | (1) 14 | 2      | 2      | 4      | (1) 35    | ▽ 12      | ▽ 34.3 |
| 建 築 工 事 業       |  | 49           | (1) 46 | (2) 8  | (1) 13 |        | (4) 116   | 49           | (2) 56 | 7      | 4      | 3      | (2) 119   | ▽ 3       | ▽ 2.5  |
| 交 通 運 輸 事 業     |  | 21           | 1      |        |        | 1      | (0) 23    | 21           | 5      | 1      |        |        | (0) 27    | ▽ 4       | ▽ 14.8 |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 |  | 54           | 15     |        |        |        | (0) 69    | 46           | 13     | 1      | (1) 3  | 4      | (1) 67    | 2         | 3.0    |
| 港 湾 荷 役 業       |  | 3            |        |        |        | 1      | (0) 4     | 3            |        | 1      | 1      | 1      | (0) 6     | ▽ 2       | ▽ 33.3 |
| 林 業             |  |              |        |        |        | 1      | (0) 1     | 1            |        | 1      | 2      |        | (0) 4     | ▽ 3       | ▽ 75.0 |
| 農 業、畜 産・水 産 業   |  | 5            | 9      | (1) 7  | 2      | 1      | (1) 24    | 9            | 3      | 3      |        | 4      | (0) 19    | 5         | 26.3   |
| 第三次産業 (運輸を除く)   |  | 406          | (1)251 | (1) 56 | 38     | 45     | (2) 796   | 362          | 243    | 50     | 44     | 42     | (0) 741   | 55        | 7.4    |
| 商 業             |  | 139          | 63     | 10     | 6      | 8      | (0) 226   | 115          | 66     | 4      | 6      | 8      | (0) 199   | 27        | 13.6   |
| 小 売 業           |  | 89           | 51     | 8      | 3      | 4      | (0) 155   | 68           | 51     | 4      | 4      | 5      | (0) 132   | 23        | 17.4   |
| 接 客 娛 楽 業       |  | 47           | 39     | 25     | 16     | 16     | (0) 143   | 43           | 47     | 15     | 9      | 17     | (0) 131   | 12        | 9.2    |
| 旅 館・ホ テ ル       |  | 12           | 15     | 15     | 10     | 10     | (0) 62    | 17           | 17     | 8      | 4      | 7      | (0) 53    | 9         | 17.0   |
| 飲 食 店           |  | 28           | 19     | 7      | 2      | 4      | (0) 60    | 19           | 22     | 3      | 2      | 3      | (0) 49    | 11        | 22.4   |
| 保 健 衛 生 業       |  | 107          | 55     | 9      | 6      | 8      | (0) 185   | 91           | 65     | 16     | 12     | 7      | (0) 191   | ▽ 6       | ▽ 3.1  |
| 社 会 福 祉 施 設     |  | 87           | 44     | 9      | 5      | 8      | (0) 153   | 63           | 49     | 13     | 11     | 7      | (0) 143   | 10        | 7.0    |
| ビルメンテナンス業       |  | 27           | 25     | 1      | 7      | 5      | (0) 65    | 35           | 10     | 2      | 10     | 5      | (0) 62    | 3         | 4.8    |
| そ の 他 の 業 種     |  | 86           | (1) 69 | (1) 11 | 3      | 8      | (2) 177   | 78           | 55     | 13     | 7      | 5      | (0) 158   | 19        | 12.0   |
| 全 産 業           |  | (0)621       | (2)407 | (4) 94 | (2) 67 | (0) 57 | (8) 1,246 | (0)604       | (5)399 | (0) 81 | (1) 60 | (0) 62 | (6) 1,206 | 40        | 3.3    |

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。  
2. 被災者数の枠の左側( )は死亡者数で内数。  
3. 「▽」は減少を示す。  
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。  
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。  
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(と)除く、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況 (11月末現在)

沖縄労働局

| 番号 | 所轄署 | 事故の型            | 起因物               | 業種別                     | 発生時期  | 年齢         | 労働者数<br>(規模別) | 発生状況                                                                                               |
|----|-----|-----------------|-------------------|-------------------------|-------|------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 宮 古 | はさまれ・<br>巻き込まれ  | 整地・運搬・<br>積み込み用機械 | その他の食品品製造業              | 1月中旬  | 50歳台       | 50～99         | ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。                                  |
| 2  | 名 護 | 墜落・転落           | 足場                | その他の建築工事業               | 1月中旬  | 20歳台       | 1～9           | RC造4階建てビルの外壁改修工事における躯体周囲の単管足場の組み立て作業中、頭部から出血し地面上にうつ伏せで倒れている被災者が発見され、その後死亡したものの。                    |
| 3  | 宮 古 | 墜落・転落           | 足場                | 鉄骨・鉄筋コンクリート<br>造家屋建築工事業 | 2月中旬  | 10歳台       | 10～29         | 高さ12.8mの外壁足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したものの。                                            |
| 4  | 名 護 | 交通事故<br>(道路)    | トラック              | 警備業                     | 6月下旬  | 40歳台       | 50～99         | ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。                  |
| 5  | 沖 縄 | 感電              | 送配電線等             | その他の建築工事業               | 7月上旬  | 30歳台       | 1～9           | 足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者の上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したものの。                                  |
| 6  | 名 護 | 高温・低温の<br>物との接触 | 高温・低温環境           | その他の建築工事業               | 7月中旬  | 60歳台<br>以上 | 1～9           | 工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後に死亡したものの。                                                      |
| 7  | 沖 縄 | 交通事故<br>(道路)    | トラック              | 警備業                     | 10月中旬 | 50歳台       | 50～99         | RC造6階建てのアパート新築工事現場の公道上において、交通誘導を行っていた被災者が、コンクリートミキサー車の正面でしゃがみこんでいたところ、発進したコンクリートミキサー車にひかれて死亡したものの。 |
| 8  | 名 護 | 高温・低温の<br>物との接触 | 高温・低温環境           | その他の建設業                 | 6月下旬  | 20歳台       | 1～9           | 建物解体作業等終了後、代表者が運転する自動車に同乗していた作業員が突然痙攣し、搬送後に死亡したものの。                                                |
| 9  | 名 護 | 墜落・転落           | 乗用車、バス、<br>バイク    | 畜産業                     | 11月中旬 | 60歳台<br>以上 | 1～9           | 事業場敷地内で登坂中の軽トラックが坂の下に転落して横転し、心肺停止の運転者が搬送後に死亡したものの。                                                 |

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。  
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。



# 会員事業場における労働者数のご確認

平素は当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会の事業を運営するため、会員事業場の皆様には年会費を納めていただいておりますが、当該年会費は、会員の事業場ごとの労働者数に応じた年会費となっております。

つきましては、年度末等において労働者数の変更がある場合には、下記連絡先まで F A X または郵送にてご連絡下さいますようお願いいたします。また、事業場の所在地やお電話番号等に変更がある場合にもご連絡をお願いいたします。

なお、次年度の会費請求書のご送付を予定しておりますので、ご多忙の折、大変恐縮ではありますが、3 月末日までにご連絡頂きますよう併せてお願い申し上げます。

| 労働者数（人） | 年会費（円）  |
|---------|---------|
| 1 ～ 4   | 5,500   |
| 5 ～ 9   | 6,500   |
| 10 ～ 19 | 9,500   |
| 20 ～ 29 | 13,000  |
| 30 ～ 49 | 19,000  |
| 50 ～ 69 | 26,000  |
| 70 ～ 99 | 31,000  |
| 100～149 | 40,000  |
| 150～199 | 50,000  |
| 200～299 | 60,000  |
| 300～499 | 80,000  |
| 500～    | 100,000 |
| 入 会 金   | 1,000   |



（一社）沖縄県労働基準協会 業務管理部

那覇市港町 2 - 5 - 23 - 3 F  
TEL：098-868-2826  
FAX：098-869-1714

（一社）沖縄県労働基準協会 宛 FAX：098-869-1714

1. 事業場名：

印
2. 代表者名：
3. 所在地：
4. TEL：FAX：
5. 労働者数（常時使用労働者数）人
6. メールアドレス：
7. 担当者名：

※注 本社のほかに事業所が数ヵ所ある場合は、労働保険の申告事業所毎に入会することになります。



## 講習会のご案内 (令和 7 年 3 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています  
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元  
バーコードからも  
ご確認頂けます。

| 項 目                                               | 講習名                                   | 実施日・実施会場                                                                                         | 受講料等 (テキスト代込み)                                                 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 事業部<br>(教習センター)<br>☎ (098) 979-7897<br>☎ 979-9975 | 玉掛け技能講習                               | <b>学</b> 3/3(月)～4(火)<br>中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)<br><b>実</b> A班5(水)、B班6(木)、C班7(金)<br>教習センター(うるま市州崎) | 免除有 26,150 円<br>免除無 28,150 円                                   |
|                                                   | テールゲートリフター<br>操作業務特別教育                | 3/5(水)<br>中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)                                                                  | 会 員 9,990 円<br>非会員 11,990 円                                    |
|                                                   | 化学物質管理者<br>(取扱事業場向け) <b>臨時</b>        | 3/6(木)<br>中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)                                                                  | 会 員 12,980 円<br>非会員 16,980 円                                   |
| 那 覇 支 部<br>☎ (098) 868-2831<br>☎ 869-1714         | フォークリフト<br>運転技能講習                     | 3/10(月)～14(金)<br><b>学</b> 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)<br><b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)                       | 47,150 円                                                       |
| 中 部 支 部<br>☎ (098) 937-0162<br>☎ 937-0163         | 酸素欠乏・硫化水素危険<br>作業主任者技能講習              | <b>学</b> 3/11(火)～12(水)<br><b>実</b> A班13(木)、B班14(金)<br>中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)                      | 17,010 円                                                       |
|                                                   | プレス機械作業主任者<br>技能講習                    | 3/17(月)～19(水)<br>中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)                                                           | 14,040 円                                                       |
| 宮 古 支 部<br>☎ (0980) 73-1455<br>☎ 73-6511          | 金属アーク溶接等作業主任者<br>限定技能講習 ( <b>新規</b> ) | 3/5(水)<br>宮古建設会館                                                                                 | 11,870 円                                                       |
|                                                   | 職長教育・<br>安全衛生責任者教育                    | 3/18(火)～19(水)<br>宮古建設会館                                                                          | 会 員 16,350 円<br>職長のみ 14,080 円<br>非会員 21,850 円<br>職長のみ 19,580 円 |
| 八 重 山 支 部<br>☎ (0980) 88-5355<br>☎ 88-5360        | フルハーネス型墜落<br>制止用器具特別教育                | 3/18(火)<br>八重山建設会館(石垣市新川)                                                                        | 会 員 9,090 円<br>非会員 12,390 円                                    |

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

## 『化学物質管理者 (取扱事業場向け)』講習

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業場は、「化学物質管理者」の選任が  
令和 6 年 4 月 1 日より義務化されています。

「化学物質管理者」は、危険・有害な化学物質のラベル・SDS (安全データシート) の確認、リスクアセスメントの実施の管理、ばく露防止措置の実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項の管理をしなければならず、化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者で、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の取扱い事業場においては、専門的講習 (製造事業場における資格要件講習) に準ずる講習の受講が推奨されており、必要な知識等の習得が必要とされております。

めんそ～れ

沖縄県  
労働基準協会へ



### 新規加入事業場のご紹介 (R6年12月16日～R7年1月15日)

| 協会支部名     | 事業場名       | 所在地          |
|-----------|------------|--------------|
| 那 覇 支 部   | 有限会社 新丸高土建 | 浦添市港川 1-19-9 |
| 八 重 山 支 部 | 合資会社 石電工業  | 石垣市          |

※次の理事会にて承認予定